

農地法第3条許可申請 必要書類確認表

提出前に書類を確認し、チェックをお願いします。申請書提出時にこの確認表を併せて提出してください。
様式欄に○がある書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

農地利用最適化推進委員確認欄	<ul style="list-style-type: none"> ・提出前に、担当委員へ説明を行い、押印またはサインをもらうこと。 ・委員には、締切日より余裕を持った確認依頼を行うこと。 ・委員の連絡先は事務局まで問い合わせください。
申請者名	TEL:
	TEL:
申請地の所在、地番	那珂川市 外 筆
許可書受取りの連絡先	

必要書類一覧 提出部数:1部 (副本は不要です)

確認欄	様式	書類の名称	注意事項
	○	1 農地法第3条の規定による許可申請書	
	○	2 農地法第3条の規定による許可申請書(別紙)	
	○	3 営農計画書	
		4 土地の登記事項証明書(原本)	・全部事項証明書で、申請日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。 ・「登記情報提供サービス」による照会番号付き登記情報も可。※
		5 字図(原本)	・申請日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。 ・「登記情報提供サービス」による照会番号付き登記情報も可。※
		6 位置図及び通作図	・5千分の1から1万分の1程度。 ・住宅地図やウェブサイトの地図等の写し可。 ・自宅から申請地までの通作路を示すこと。
		7 土地所有者の住民票抄本(原本)	・登記事項証明書に記載された所有者住所が現住所と異なり、かつ、市外在住者の場合に必要。 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。
		8 譲受人の住民票謄本(原本)	・譲受人が市外在住者の場合に必要。 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。 ・世帯員全員が記載されたもの。
		9 譲受人の耕作証明書(原本)	・市外で耕作されている場合に必要。 ・耕作地が所在する自治体の農業委員会より発行されたもの。
	○	10 合意解約書の写し及び通知書	・申請地に耕作者がいる(利用権設定されている)場合に必要。
	○	11 委任状	・第三者が代理申請をする場合は、譲渡人、譲受人両者からの委任状が必要。 ・譲渡人、譲受人のうち、いずれかの者が手続きを行う場合、他の者からの委任状が必要。

■譲受人が法人の場合は以下も必要

		11 法人登記事項証明書(原本) または、定款(寄付行為)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。 ・定款(寄付行為)の写しの場合は原本証明をすること。 ・「登記情報提供サービス」による照会番号付き登記情報も可。※
	○	12 農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)	

※「登記情報提供サービス」による照会番号付き登記情報を提出される場合は、10桁の照会番号と発行年月日が記載されたもので、発行日から100日以内、かつ、他機関へ提出していないものに限りです。(1つの照会番号につき、1度しか照会確認できません。)

【提出・問い合わせ先】

那珂川市農業委員会事務局
〒811-1224那珂川市安徳702-1
TEL : 092-408-9875 FAX : 092-953-4563
mail : noui@city-nakagawa.fukuoka.jp